

植苗小中学校「いじめ防止基本方針」

1 はじめに

いじめは決して許されることではありません。いじめを受けた子どもは、学ぶ権利を奪われるだけでなく、心や体に大きな傷や危害をもたらす可能性があり、そのような行為を許したり見過ごしたりすることは、絶対にあってはならないことです。

そこで、植苗小中学校では、次の2つを大切に進めていきます。

- ①児童生徒一人一人が、いじめを起こさない意識と行動を心がけます。
- ②すべての児童生徒が、安心して学習や活動に取り組める環境を整えるために、保護者や地域の方々と連携し、学校全体でいじめの防止を行います。

2 いじめの防止等の取組

- ①児童生徒が安心して生活できる居場所を作ります。
- ②アンケートや教育相談をして、一人一人の悩みを聞きます。
- ③いじめの問題を自分ごととして考え、いじめの防止に向けて行動できるようにします。
- ④ホームページや学校だよりでいじめ防止に関する取組を発信し、地域全体でいじめ防止に努めます。
- ⑤インターネット上でのいじめが起きないように、学年に応じた「情報モラル」に関する知識を身に付けます。

3 いじめが起こったときの対応

- ①いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査でいじめが分かった場合は、速やかに事実の確認を行います。
- ②いじめの事実が確認された場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ③いじめを行った児童生徒への指導とその保護者へ連絡をします。
- ④いじめを受けた児童生徒への支援とその保護者へ連絡をします。
- ⑤いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、いじめを行った児童生徒は別室等において学習をしたり生活をしたりします。
- ⑥児童生徒の様子を見たり、いじめを受けた児童生徒の保護者及びいじめを行った児童生徒の保護者に継続的に連絡を取ったりして、いじめが続いていないか確認します。